

愛媛県日本拳法連盟 倫理・行動規範

第1条（目的）

本規範は、愛媛県日本拳法連盟（以下「本連盟」という。）に所属する役員、指導者、審判員、会員及び関係者が、日本拳法の健全な発展と安全で良好な競技環境の維持を図るため、遵守すべき倫理及び行動基準を定めることを目的とする。

第2条（適用対象）

本規範は、本連盟に所属又は関係する次の者に適用する。

- 1 理事
- 2 監事
- 3 指導者
- 4 審判員
- 5 選手及び会員
- 6 保護者
- 7 本連盟の活動に参加するその他の関係者

第3条（基本理念）

本連盟の関係者は、次に掲げる理念を尊重し、誠実かつ良識ある行動をとらなければならない。

- 1 日本拳法を通じた健全な人格形成
- 2 相互尊重及び礼節の保持
- 3 安全及び人権への配慮
- 4 公平、公正及び透明性の確保
- 5 法令及び本連盟諸規程の遵守

第4条（安全配慮義務）

指導者及び役員は、会員の安全確保に努め、危険行為その他事故発生のおそれのある行為を防止しなければならない。

第5条（ハラスメントの禁止）

何人も、次に掲げるハラスメント行為を行ってはならない。

- 1 暴言、威圧、人格否定その他精神的苦痛を与える行為
- 2 暴力、体罰、過度な指導その他身体的苦痛を与える行為
- 3 性的言動その他相手に不快感を与える行為
- 4 差別的言動又は排除行為
- 5 SNS その他電磁的方法による誹謗中傷又は嫌がらせ

- 6 その他社会通念上不適切と認められる行為
- 7 地位、立場又は優越的關係を利用した不当な言動

第6条（指導者の責務）

指導者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 会員の年齢、技能及び健康状態に応じた適切な指導を行うこと。
- 2 恐怖又は威圧による指導を行わないこと。
- 3 えこひいき、不公平な扱いを行わないこと。
- 4 未成年者に対し健全かつ適切な距離を保つこと。
- 5 飲酒状態その他正常な指導が困難な状態で指導を行わないこと。

第7条（会員の責務）

会員は、互いを尊重し、暴力行為、迷惑行為及び秩序を乱す行為を行ってはならない。

第8条（個人情報及び肖像への配慮）

関係者は、会員及び保護者の個人情報を適切に管理し、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく第三者へ提供してはならない。

- 2 写真、動画その他の肖像利用については、適切に配慮しなければならない。

第9条（SNS等の適正利用）

関係者は、SNSその他インターネット上において、本連盟、会員又は関係者の名誉若しくは信用を害する投稿を行ってはならない。

- 2 未成年者の写真又は動画を掲載する場合は、保護者への配慮を行うものとする。

第10条（相談及び報告）

ハラスメントその他重大な問題が発生し、又はそのおそれがある場合は、関係者は速やかに役員又は理事会へ報告するものとする。

- 2 本連盟は、相談者及び被害申告者の保護に配慮するものとする。
- 3 本連盟は、相談又は報告を行った者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

第11条（違反時の措置）

本規範に違反した者に対しては、規約及び懲戒規程に基づき必要な措置を講ずることができる。

第12条（改廃）

本規範の改廃は、理事会の議決による。

附則

本規範は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。